

愛知学院大学法務支援センター規程

平成 29 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛知学院大学法務支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所属)

第 2 条 センターは、学長に直属する。

(センターの目的)

第 3 条 センターは、愛知学院大学（以下「本大学」という。）学則第 1 条の 5 の規定に基づき本大学法務研究科修了者の司法試験等合格に向けた学習支援、実務教育支援を主たる目的とした教育・研究機関とする。

(事業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法務研究科修了者の司法試験等の受験状況の調査及び受験を希望する者の受け入れ並びに学習支援に関すること。
- (2) 法律分野の資格試験等の教育支援に関すること。
- (3) 法務に関する情報収集・発信及び事業の企画立案並びに実施に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第 5 条 センターに専任の教授、特任教授、准教授を置くことができる。

2 前項に定める教員について、任期の定めのある教員を置くことができる。

3 センターに非常勤講師を置くことができる。

(センター所長)

第 6 条 センター所長は、センターの業務を統括し、センターに関する事項をつかさどる。

2 センター所長は、本学専任教員の中からセンター運営委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 センター所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 センター所長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター主任)

第 7 条 センター所長の業務を補佐するために、センター主任を置く。

2 センター主任は、本学専任教員の中からセンター運営委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 センター主任の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 センター主任が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター運営委員会)

第 8 条 センターに、センター運営委員会を置く。

(センター運営委員会の組織)

第 9 条 センター運営委員会は、センターの専任の教授、特任教授、准教授をもって組織する。ただし、必要に応じてセンターの非常勤講師の意見を聞くことができる。

(センター運営委員会の招集)

第 10 条 センター運営委員会は、センター所長が招集し、その議長となる。

2 センター所長に事故があるときは、センター主任が代行する。

(センター運営委員会の審議)

第 11 条 センター運営委員会はこの規程に定めるほか、センターの運営に関する事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(事務職員)

第 12 条 センターに事務室を置き、事務職員を配置することができる。

(改 正)

第 13 条 この規程の改正は、センター運営委員会の議を経て、学長の承認を得なければなら
ない。

附 則

本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。